

仕様書

1 役務の名称

令和5年秋開始接種に係る集団接種会場感染性廃棄物収集運搬及び処理業務

2 関係法令の遵守

受託者は、役務の履行に際して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）や廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局発行）などの関係法令等（以下「関係法令等」という）を遵守すること。

なお、本仕様書で用いられている語句の定義等は、委託者の指示がない限り関係法令等に従うものとする。

3 履行期間

令和5年9月25日（月）から令和5年11月5日（日）まで

ただし、期間中に集団接種会場が閉鎖する場合には、同時に業務終了とすることがある（閉鎖する場合は、遅くともその1週間前には知らせる）。

4 排出場所

- (1) 札幌市西区琴似2条1丁目2-1（琴似駅前ビル）
- (2) 札幌市中央区南3条西1-1丁目（旧中央保健センター）

5 役務の内容

本市が設置する新型コロナワクチン集団接種会場（以下「集団接種会場」という。）から発生する注射針やシリンジなどの感染性廃棄物を収集・運搬・処理及び感染性廃棄物容器の供給を行うこと。

なお、受託者は感染性廃棄物に係る収集・運搬及び処分の許可を有するものであること。

(1) 感染性廃棄物の収集・運搬

当該廃棄物を、集団接種会場の感染性廃棄物保管庫から積載し、感染性廃棄物の処分場まで運搬すること。また、当該廃棄物の積み下ろしについては、受託者が行うこと。

(2) 感染性廃棄物の処分

法律に基づく適正な中間処理を行うこと。また、最終処分は受託者が責任をもって行うものとするが、最終処分場の委託先及び処分方法については、事前に委託者の承認を得ること。

6 排出予定量（想定）

排出予定量	4Lプラ容器	378個
	50Lプラ容器	108個

※実際の排出量は予定より下回る可能性がある。

7 梱包容器の種類等

(1) 種類

感染性廃棄物容器（4L） 使用予定数量 378個

感染性廃棄物容器（50L） 使用予定数量 108個

(2) 梱包容器の供給

当該容器を、各会場の容器保管庫に供給すること。

また、梱包容器の供給数量は、委託者が指定する会場の使用状況等に応じて調整すること。

(3) その他

容器についてはそれぞれ密閉蓋付きであること。また、材質はプラスチック製のもので、軽量かつ耐水性があり損傷しにくいものであること。

また、バイオハザードマーク（黄色、橙）を作成し、容器の外側に貼付すること。なお、本マークは受託者が用意すること。

8 契約単位

(1) 感染性廃棄物容器（4L）収集運搬処分

（単位：個あたり、容器代含む）

(2) 感染性廃棄物容器（50L）収集運搬処分

（単位：個あたり、容器代含む）

9 役務の履行方法等

(1) 感染性廃棄物の運搬及び梱包容器の供給は、原則として週3回程度で行うこととするが、委託者から連絡があった場合は随時行うこと。

(2) 運搬に用いる車両は、特別管理産業廃棄物運搬専用車で行うこと。

(3) 感染性廃棄物を積載する際は安全に十分注意し、梱包容器が破損した場合は速やかな対応を行うとともに委託者へ必ず連絡すること。

(4) 収集を行う時間は、各会場の運営時間内に行うこと。

10 作業の完了報告

受託者は、役務を完了したときは、完了届を作成し、委託者に通知すること。

また、完了届には、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を添付すること。なお、マニフェスト作成諸費用については、受託者負担とする。

11 責任者の届出

受託者は、本役務の履行にあたって責任者を定め、氏名等を委託者に通知すること。また、責任者が不在又は事故のあるときの代行者についても同様に通知すること。

12 風紀及び衛生

- (1) 役務従事者の服装は清潔な制服を着用させ、会社名、氏名を明らかにし、名札を付けさせること。
- (2) 衛生的な環境の確保を図り、公衆衛生の向上に資するため、清潔保持に努めること。
- (3) 受託者は、マスクの着用、手洗い、消毒など基本的な感染防止策を行い、各種感染症の発生予防及びまん延防止に努めなければならない。

13 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

14 その他

- (1) 役務履行中の災害事故等については、委託者は一切責任を負わないものとする。
- (2) 本仕様書は役務の大要を示すものであって、役務の履行上当然必要とされる事項については、契約単価の範囲内でこれを実施するものとする。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、委託者と十分に協議すること。

15 契約担当課

札幌市保健所医療対策室調整担当課 片岡（かたおか）

電話：011-211-8189

E-mail：vaccine_shuudansesshu@city.sapporo.jp